一般社団法人「日本ほたて貝輸出振興協会」の設立及び運営に係る業務 公募型プロポーザル企画提案説明書

1 業務の概要

- 1)業務名
 - 一般社団法人「日本ほたて貝輸出振興協会」の設立及び運営に係る業務
- 2)目的

令和4年10月1日より施行された改正輸出促進法では、農林水産物・食品輸出促進団体(品目団体)認定制度が導入され、この認定申請には法人であることが必須条件となっている。このため、現在任団体である「日本ほたて貝輸出振興協会」を一般社団法人として法人化し、品目団体として国の認定を受け、ほたて貝の更なる輸出促進を図ることを目的とする。

3) 事業内容等

- ① 業務体制の整備
 - 一般社団法人としての業務を円滑に行うため、次に示す体制を取ること。
- ア)職員の配置
 - 一般社団法人の設立及び運営に必要な事務能力を有し、以下の役職員を配置すること
 - a 理事 1名
 - b 事務局長 1名(事務員との兼務も可)
 - c 事務員 若干名
- イ) 事務所の設置
 - a 一般社団法人設立登記の要件を満たした事務所を設置すること。
 - b 会員との連絡に必要な通信手段を有すること。
- ② 業務内容

設立された一般社団法人としてほたて貝の輸出拡大のため、以下の業務を行えること。

- ア) 国内外でのホタテ貝製品の P R、展示会・セミナー等の企画運営
- イ) 新規市場開拓等の海外マーケティング調査の企画運営
- ウ)輸出拡大に向けた競争力強化、ブランド力向上等に係る企画運営
- エ)輸出拡大に資する海外情報の収集及び会員に対する情報の提供
- オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ③ 一般事務
 - ア) 定款に定めた総会、理事会の設営及び資料作成
 - イ)会計規程等に定められた経理処理及び出納
 - ウ) 事業計画及び報告、収支予算及び決算書の策定
 - エ) ほたて貝の輸出促進に係る補助事業の申請等
 - オ) 法人としての税務申告
 - カ) その他、一般的な法人としての業務
- 4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで。ただし、法人設立後についての事務委託等については、

設立された法人が担う。

2 予算額

1)96,500千円

令和4年度7農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業で日本ほたて貝輸出振興協会に交付決定された補助金

2) 未定

会員の年会費聴取による運営費(令和4年度実績は1,440千円) (いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む)

3 参加の資格要件

- 1) 一般社団法人の運営に関する知見を有しており、上記1.3). イ.業務内容に記載された業務を円滑に行うことができる体制を確保できる者であること。
- 2) 海外展示会や海外プロモーションに関する実績があり、事業の実施に必要な経歴、資格、経験を有する職員を配置できること。
- 3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- 4) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 5) 国・道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 6)暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- 7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- 8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(その候補者を含む)若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 9)次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 法人税
 - イ 事務所が所在する都府県の事業税
 - ウ 消費税及び地方消費税
- 10)次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - ア 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第7条の規定による届出

4 手続等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書及び添付書類を徴取して資格の 有無を審査し、資格を有する希望者には、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

1)担当部局(提出・問い合わせ先)

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道漁業協同組合連合会販売第一部内 日本ほたて貝輸出振興協会事務局 (土・日曜日及び祝日は除く。時間は午前9時から午後4時まで)

なお、問い合わせは電子メールでのみ受付し、本件に関する問い合わせを希望する場合は、その旨を担当者(メールアドレス: j-yamaguchi@gyoren.or.jp)に申し出ること。

2) 資格審査申請関係書類

提出部数:1部

提出期限:令和5年3月24日(金)午後5時(必着)

提出場所:(1) に同じ

提出方法:持参、郵送(書留郵便)または電子データによる提出とする。

3) 企画提案説明関係書類

提出部数:10 部

(提案者名及び職・氏名は1部のみ記載し、残り9部には記載しないこと。)

提出期限:令和5年3月31日(金)午後5時(必着)

提出場所:1)に同じ

提出方法:持参、郵送(書留郵便)または電子データによる提出とする。

4) 企画提案説明関係書類の提出を要請する参加者等への通知

提出された資格審査申請関係書類の内容を審査し、資格要件を満たしている者には参加要請の通知を、資格要件を満たしていない者についてはその旨を通知する。

5) 企画提案を採用する者への通知

提出された企画提案説明関係書類の内容について審査・評価を行い、指名選考委員会で審議する。 採用された者及び採用されなかった者には、その旨を通知する。

5 受託者の決定方法

事務局にて、企画提案者からの企画内容、企画提案上の不明点等の聴取(ヒアリング)を行い、一般 社団法人「日本ほたて貝輸出振興協会」の設立及び運営に係る業務の円滑な遂行能力の可否を客観的 に審査・評価を行い、日本ほたて貝輸出振興協会理事会で審議のうえ、受託者を決定する。

6 審査基準

1) 運営方針

業務を円滑かつ効率的、効果的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウを有しているか。

- 2) 業務内容
 - ・ 国内外でのホタテ貝製品の P R、展示会・セミナー等の企画運営が可能か
 - ・ 新規市場開拓等の海外マーケティング調査の企画運営ができるか
 - ・ 輸出拡大に向けた競争力強化、ブランド力向上等に係る企画運営ができるか
 - ・ 機動的な輸出拡大に資する海外情報の収集及び効果的な会員に対する情報の提供が可能か
 - ・ 関係官庁と円滑な連携体制が確保できるか
 - ・ 法人設立及び事務局運営において適正な年会費の設定と徴収が可能か
- 3)管理運営
 - ・ 個人情報の管理を適切に行うことができるか

- ・ 国等が輸出に係る補助事業に係る交付申請及び事業報告を適正に行えるか
- ・ 日常の出納業務において適切な管理体制にあるか
- ・ 一般社団法人の運営に適切に対応する体制が整っているか

7 契約に関する基本的事項

1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを得た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

3) 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途提示する。

4) 知的財産等の取扱い

第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が処理を行い、その経費は委託費に含む。

8 その他

1)手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

2) 契約書作成の要否

要

3) 無効となる提出書類

参加表明書、企画提案書、付属資料が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となることがあ る。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- ②指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。
- 4) 企画提案上の不明点等の聴取(ヒアリング)

提出された企画提案書の内容について不明な点がある場合には、随時提案者に対し聴取(ヒアリング)を行う。聴取(ヒアリング)の日時、場所は別途通知する。

5) 企画提案参加事業者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加事業者として選定されなかった事業者及び企画提案参加事業者のうち企画提案内容 を選定されなかった事業者に対して、その旨を書面により通知する。

6) 関連情報を入手するための照会窓口

4 1) に同じ

- 7) その他留意事項
 - ①企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

- ②企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ③提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の 選定以外には、提出者には無断で使用しないものとする。
- ④提出された書類は、企画提案参加事業者及び企画提案者の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。
- ⑤提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥提出された参加表明書及び企画提案書は返却しないものとする。
- (7)企画提案事業者として選定された事業者を公表できるものとする。
- ⑧公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表できるものとする。
- ⑨企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできないものとする。
- ⑩業務説明会等は行わないが、不明な点等があればメールにて随時質問を受けつけるものとする。